

第3次都城市生活排水対策総合基本計画（概要版）

1. 計画策定の背景

- 平成 13 年度に、水質汚濁防止法第 14 条の 9 に基づき、生活排水対策の円滑かつ効率的な推進を図るため、平成 22 年度を目標とした「第2次生活排水対策総合基本計画」(以下「第2次計画」という。)を策定した。
- 平成 18 年 1 月に 1 市4町が合併したことにより状況が大きく変化したことから平成 18 年度に「第2次計画」の見直し計画（改訂計画）を策定した。
- これを基本として、住民の理解と協力を得ながら、「公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽」(以下「生活排水処理施設」という。)の整備などの生活排水対策を総合的かつ計画的に進めてきた結果、生活排水処理率は向上し、河川の水質もおおむね良好な状態に近づいた。
- 近年、効果的かつ効率的な生活排水処理施設の整備が求められ、平成 26 年度に再改訂計画を策定し、中間目標を令和 2 年度、最終目標を令和 7 年度とした。
- 今回、公共下水道事業や合併処理浄化槽の設置基数の見直しなど、生活排水処理施設の整備方針の検討を行うことを目的として「第3次生活排水対策総合基本計画」(以下「本計画」という。)を策定した。



	生活排水処理率の目標達成状況		
	第2次計画(再々改訂計画)	実績値	(単位：人)
	現況 (令和元年度)	計画値 (令和7年度)	
行政区域内人口	163,470	152,757	161,932
1.生活排水処理人口	125,382	129,576	137,399
公共下水道	58,887	59,746	60,352
農業集落排水施設	8,833	8,447	8,940
合併処理浄化槽	57,662	61,383	68,107
(生活排水処理率)	76.7%	84.8%	84.8%
2.生活排水未処理	38,088	23,181	24,533

※：現況人口は住民基本台帳の人口

2. 集合処理区域及び個別処理区域の検討

本計画においては、目標年度を令和 17 年度とし、集合処理区域及び個別処理区域に関する検討を行った。

なお、各生活排水処理施設の区域設定については、平成 26 年 1 月に環境省、農林水産省、国土交通省の 3 省が連携して、統一的な経済比較を行うための建設費などの統一が図られたマニュアルを基に、集合処理（公共下水道・農業集落排水施設）区域と個別処理（合併処理浄化槽）区域を設定し、検討を行った。

■ 公共下水道

公共下水道未整備区域（検討区域）に公共下水道を整備した場合と合併処理浄化槽を整備した場合について、経済性による比較を行い、公共下水道区域の拡大に関する検討を行った。

■ 農業集落排水施設

事業がほぼ完了していることから、新たな区域の検討は行っていない。

■ 合併処理浄化槽

公共下水道整備と合併処理浄化槽を整備した場合との費用比較を行い、経済性の比較による判定を基本とし、合併処理浄化槽整備区域について検討を行った。

3. 今後の整備計画について

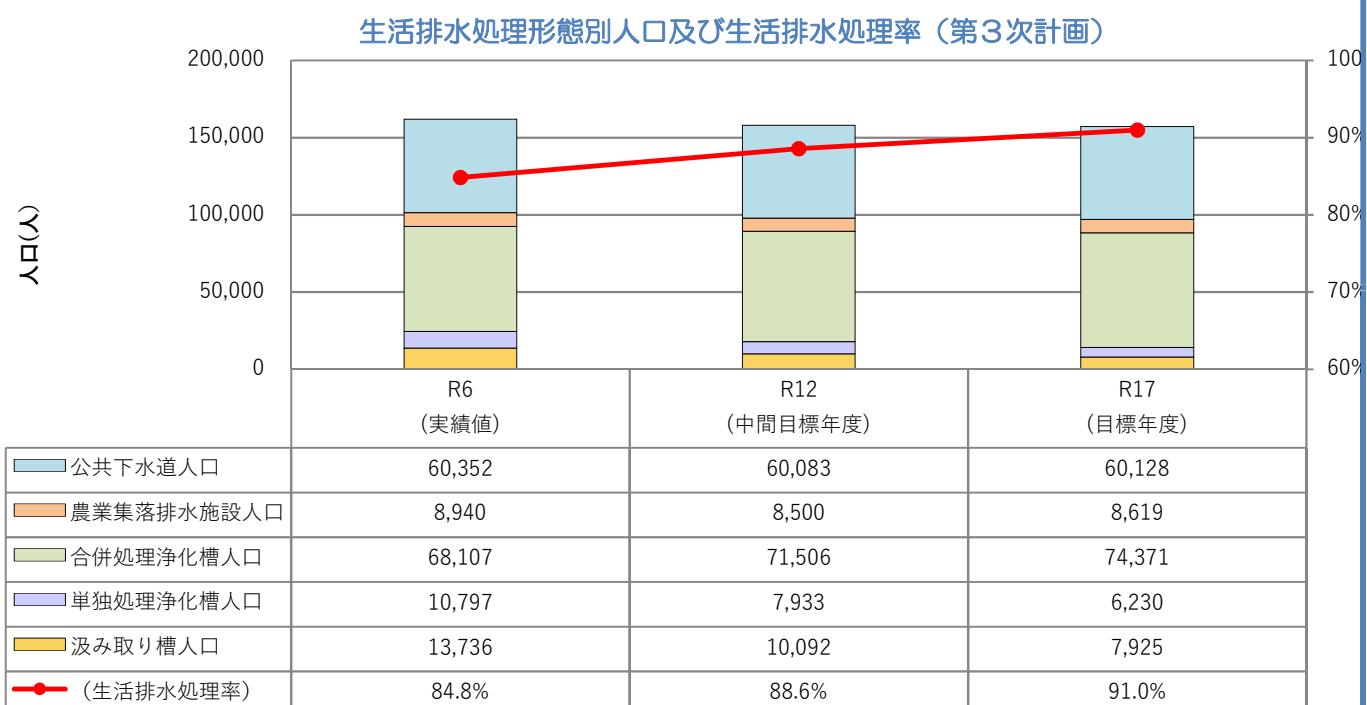
以下のとおりの整備計画とした。

公共下水道	・現行の公共下水道区域までの整備とし、区域の拡大は行わないものとする。
農業集落排水施設	・現行の農業集落排水施設区域までの整備とし、新規の整備区域は設けないものとする。
合併処理浄化槽	・合併処理浄化槽整備に当たっては、単独処理浄化槽及び汲み取り槽からの合併処理浄化槽への転換を推進し、浄化槽設置の普及を図る。

見直し結果による処理区域及び処理区数の変更はない。

4. 生活排水処理率の設定

生活排水処理対策を効率的に実施するため、令和6年度末の生活排水処理率84.8%を、令和17年度に91.0%に向上させることを目指す。



※：生活排水処理率(%) = (公共下水道人口+農業集落排水処理人口+合併処理浄化槽) / 人口合計値

5. 生活排水処理施設の取組方針

■ 公共下水道

主に各地域の人口が集中している市街地において整備されることから、生活排水処理対象人口及び処理面積とも大きく、生活排水処理施設の中核的役割を担っている。

- 既整備区域における各家庭からの公共下水道への接続の促進

■ 農業集落排水施設

農村の生活環境や水質保全を図るとともに、地域の資源循環の核となる施設で、農村における循環型社会の構築を図るためにも重要である。

- 処理区域の枠を超えた連携
- 既整備区域における各家庭からの農業集落排水施設への接続の促進

■ 合併処理浄化槽

短期間で設置することができ、家屋が散在している地域や公共下水道などの整備区域外で重要な役割を果たす。

- 既設単独処理浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換の促進